

主任(監理)技術者及び現場代理人の適正な配置について

令和5年1月1日改正
七尾市総務部監理課

1. 主任(監理)技術者について

(1) 主任(監理)技術者の配置について

建設業の許可を受けている者は、請け負った建設工事を施工する場合、主任技術者又は監理技術者を配置しなければなりません。

(2) 主任(監理)技術者の専任について

公共性のある工作物に関する重要な建設工事(契約金額 **4,000** 万円以上、建築一式工事においては **8,000** 万円以上)に配置する主任(監理)技術者は、特別な場合を除き原則として工事現場ごとに専任で配置しなければなりません。

(3) 主任技術者の専任性の緩和について

国土交通省からの通知(「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」平成26年2月3日付国土建第272号)に基づき、七尾市が発注する建設工事における主任技術者の専任性の緩和に関する取扱いを次のとおり定めました。

専任性の緩和要件

次に該当し、かつ、適正な施工が確保されると認められる場合は、主任技術者の兼務を認めます。(原則2件程度)

工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事
又は
施工にあたり相互に調整を要する工事

かつ

工事現場の相互の間隔が10km
程度の近接した場所にある場合

ただし、次の工事は、兼務を認めません。

- ・ 新工法を採用した工事
- ・ 第三者に対する影響が大きい工事
- ・ 施工条件が厳しい工事
- ・ トンネル・橋梁などの重要構造物工事
- ・ 監理技術者の配置を要すると見込まれる工事(下請金額の合計が **4,500** 万円(建築一式は **7,000** 万円)以上)等

(4) 主任技術者の兼務に関する手続きについて

ア. 主任技術者の兼務に関する条件の明示について

主任技術者の兼務については、入札公告に明示します。入札公告に、「兼務が認められる場合」の記載がある場合は、他の工事現場との兼務の承認を申請することができます。

兼務が認められる場合	兼務が認められない場合
この工事の配置予定技術者については、「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて(改正)(平成26年2月3日付け国土建第272号)」に該当する場合、この工事を含む、二つの工事を主任技術者として兼務することができるものとする。	この工事の配置予定技術者については、「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて(平成26年2月3日付け国土建第272号)」による主任技術者の兼務を認めない。

イ. 主任技術者の兼務承認申請について

現在、施工中の他の工事に専任で配置している主任技術者を別の市発注工事の主任技術者として配置しようとする場合、兼務承認申請により、その承認を受ける必要があります。

兼務承認：別紙様式1により申請

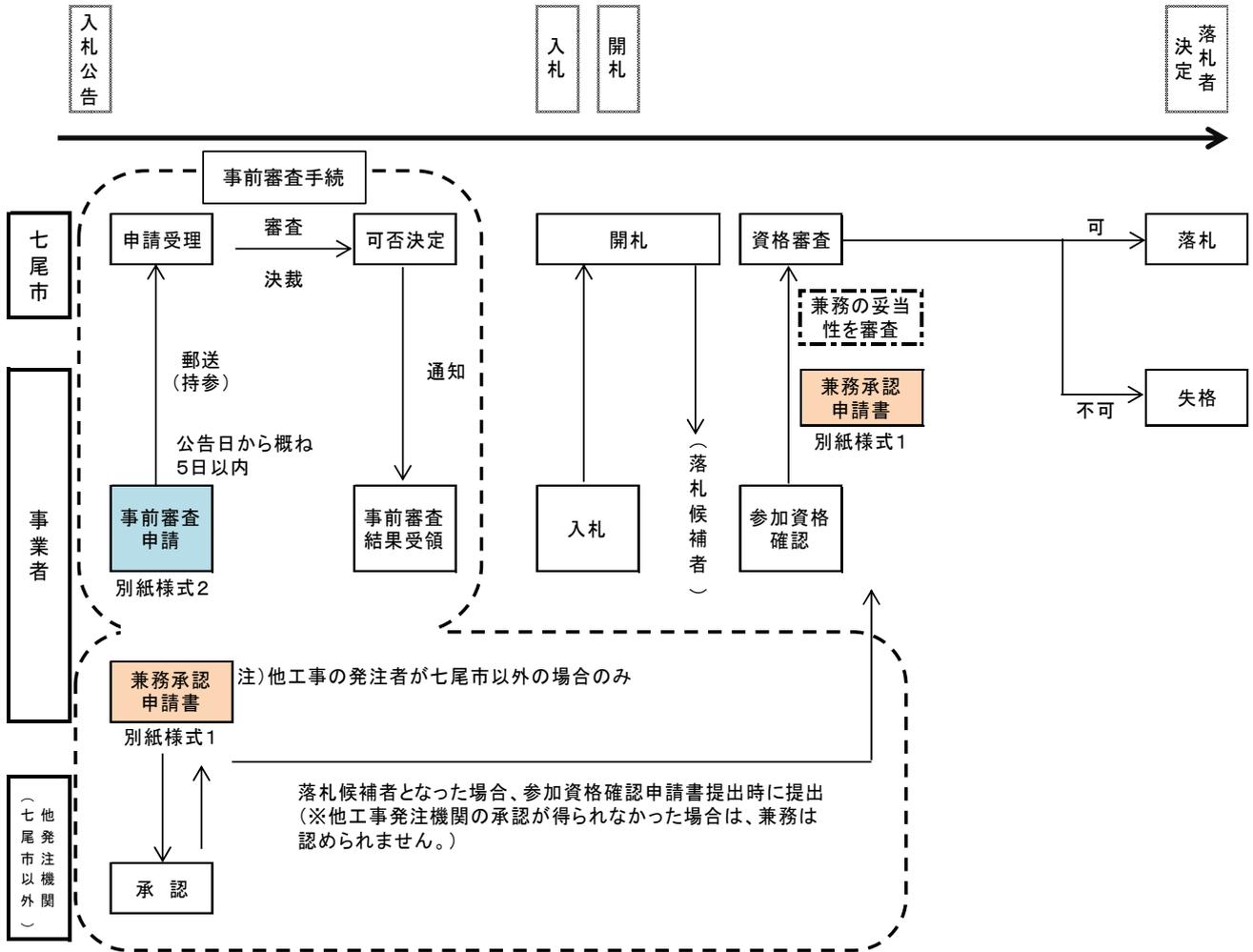
※入札前に審査を受けたい場合

希望する者は、事前に兼務の可否について審査を受けることもできます。

事前審査：別紙様式2により申請

ウ. 兼務承認申請手続きの流れについて

一般競争入札における兼務承認申請手続き



【留意事項】

- ・事前審査申請は希望者のみ行います。
- ・事前審査申請の期限は公告日から概ね5日以内とします。
- ・他工事の発注者が七尾市以外の場合、事業者は同時並行で他工事発注機関に承認申請を行ってください。
- ・市の可否決定通知は入札日前日までにを行います。

【留意事項】

- ・落札候補者のみ兼務の妥当性を審査します。
- ・技術者の兼務が認められない場合は、配置技術者の要件を満たさないものとして、原則、失格とします。
- ・事前審査申請を行った場合でも、兼務承認申請書を添付してください。

2. 現場代理人の常駐義務の緩和について

(1) 現場代理人の配置について

市発注工事においては、請負契約約款(第10条)により、現場代理人の配置を義務づけています。

(2) 現場代理人の常駐義務の緩和について

国土交通省からの通知(「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」平成26年2月3日付国土建第272号)に基づき、七尾市が発注する建設工事における現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱いを次のとおり定めました。

常駐義務の緩和要件

次の全てに該当し、かつ、工事の取締り及び権限の行使に支障がなく、発注者との連絡体制が確保されると認められる場合は、現場代理人の兼務を認めます。

契約額が **4,000** 万円
(建築一式工事については、**8,000** 万円)
未満の工事であること

かつ

工事現場の把握を常にできる状況であり、速やかに工事現場に戻ることが出来ること

かつ

発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡が取れる体制であること

(3) 現場代理人の兼務について

(2)により常駐を要しないと認められた現場代理人は、次の範囲で他の工事の現場代理人を兼務することができます。

- 兼務する工事の件数
概ね2、3件程度
- 兼務する工事の距離
工事現場間の移動時間が、概ね 30 分以内であること
- 兼務する工事の契約額
 - ・契約額が **4,000** 万円(建築一式工事については、**8,000** 万円)以上の他の工事現場の主任(監理)技術者でないこと。
 - ・現場代理人の兼務する工事の契約額の合計が、概ね **8,000** 万円未満であること。

(4) 現場代理人の兼務確認申請について

現在、施工中の工事に配置している現場代理人を別の市発注工事にも現場代理人として配置しようとする場合は、兼務確認申請によりその確認を受ける必要があります。

兼務確認：別紙様式3により申請

※兼務が承認された受注者は、現場代理人の兼務の状況に変更が生じた場合、「現場代理人の兼務状況変更報告書」別紙様式4を提出するものとする。

3. 主任技術者と現場代理人を兼務した場合について

(1) 同一の請負契約での兼務について

同一の請負契約での現場代理人と主任技術者を相互にこれを兼務することができます。
(契約約款第10条第5項)

(2) 主任技術者の兼務が承認された場合について

当面の間、同一の請負契約で現場代理人と主任技術者を兼務している場合、当該主任技術者が他の工事の主任技術者との兼務が承認された場合は、当面の間、当該現場代理人についても2. (2) 及び(3)にかかわらず、当該承認の範囲で兼務することができます。

※既に公告済みの案件についても適用されます。